

令和5年度第1回滝沢市文化財調査委員会議

日時：令和5年7月21日（金）13時30分から

場所：滝沢市役所2階 201会議室



令和4年度滝沢市指定無形民俗文化財認定書交付式（令和5年3月1日）

次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議事
 - (1) 報告第1号 令和4年度滝沢市文化財事業実績について
 - (2) 報告第2号 令和5年度滝沢市文化財事業計画及び進捗状況について
 - (3) 報告第3号 文化財の現状変更申請について
- 5 閉会

滝沢市教育委員会事務局文化振興課

出席者名簿

1 滝沢市文化財調査委員（※委員期間は通算、本年度含む）

No.	区分	氏名	専門分野	委員就任日	委員期間	備考
1	委員長	光井 文行	考古	H24. 4. 1	6 期(12 年)	
2	副委員長	越谷 信	地質	H29. 4. 1	4 期(7 年)	
3	委員	上白石 実	歴史	H30. 4. 1	3 期(6 年)	
4	委員	松本 博明	民俗	H31. 4. 1	3 期(5 年)	欠席
5	委員	渡辺 修二	動物	R 2. 4. 1	2 期(4 年)	

2 滝沢市教育委員会事務局

No.	所属	職名	氏名	備考
1	教育委員会	教育長	太田 厚子	
2	教育委員会	教育次長	久保 雪子	
3	文化振興課	課長	岡田 久美	
4	文化振興課	総括主査	井上 雅孝	
5	文化振興課	主査	佐々木 夏実	

○滝沢市文化財調査委員会会議運営規則

平成 22 年 3 月 26 日

教育委員会規則第 4 号

改正 平成 25 年 12 月 13 日教委規則第 5 号

平成 25 年 12 月 13 日教委規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滝沢市文化財調査委員設置条例（昭和 41 年滝沢村条例第 10 号）第 6 条の規定に基づき、滝沢市文化財調査委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員の会議（以下「会議」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長及び副委員長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 会議は教育長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事項とともにあらかじめ通知しなければならない。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員の会議運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 13 日教委規則第 5 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 13 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

○滝沢市文化財調査委員設置条例

昭和 4 1 年 6 月 2 8 日

条例第 1 0 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 5 日 条例第 1 0 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 条例第 4 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 条例第 5 0 号

(設置)

第 1 条 滝沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に文化財調査委員（以下「調査委員」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 調査委員は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

(定数)

第 3 条 調査委員の定数は、5 人以内とする。

(任命)

第 4 条 調査委員は、文化財に関する学識経験者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第 5 条 調査委員の任期は、2 年とする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、調査委員の設置等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 4 1 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 5 日 条例第 1 0 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 条例第 4 9 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 条例第 5 0 号）

この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

○滝沢市文化財保護条例（抜粋）

昭和62年 3月14日 条例第2号

改正

平成17年 3月25日 条例第10号

平成25年12月13日 条例第49号

平成25年12月13日 条例第50号

滝沢市文化財保護条例

滝沢村文化財保護条例（昭和41年滝沢村条例第9号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 市指定有形文化財（第4条～第20条）

第3章 市指定無形文化財（第21条～第26条）

第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財（第27条～第30条）

第5章 市指定史跡名勝天然記念物（第31条～第35条）

第6章 市選定保存技術（第36条～第40条）

第7章 委任（第41条）

第8章 罰則（第42条～第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法の規定又は岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44条。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 滝沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市指定有形文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により岩手県指定有形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを滝沢市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく指定をしようとするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定に基づく指定をしようとするときは、あらかじめ滝沢市文化財調査委員（以下「文化財調査委員」という。）の意見を聴かなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定に基づく指定をするときは、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知するものとする。

5 第1項の規定に基づく指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 教育委員会は、第1項の規定に基づく指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 教育委員会は、市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定に基づく指定の解除について準用する。

3 市指定有形文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定又は県条例第4条第1項の規定による岩手県指定有形文化財の指定があったときは、当該市

指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知するものとする。
- 5 所有者は、第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、速やかに指定書を教育委員会に返付しなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定)

第21条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により岩手県指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを滝沢市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定に基づく指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下この章において同じ。）を認定しなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の規定に基づく指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ文化財調査委員の意見を聴かななければならない。
- 4 教育委員会は、第1項の規定に基づく指定又は第2項の規定による認定をするときは、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知するものとする。
- 5 教育委員会は、第1項の規定に基づく指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定に基づく追加認定について準用する。

(解除)

第22条 教育委員会は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保

持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定に基づく指定の解除又は前項の規定に基づく認定の解除について準用する。

4 市指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定又は県条例第24条第1項の規定による岩手県指定無形文化財の指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

6 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散し、若しくは消滅したときは、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散し、若しくは消滅したときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合においては、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

(保持者の氏名変更等の届出)

第23条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事情があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散し、若しくは消滅したときも、代表者（保持団体が解散し、若しくは消滅した場合にあっては、代表者であつた者）について、同様とする。

(保存)

第24条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市長は、予算の範囲内において、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、その保存に要する費用の一部を補助することができる。

(公開)

第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、その公開を勧告することができる。

2 市長は、予算の範囲内において、前項の規定に基づく勧告による市指定無形文化財の公開を行う者に対し、その公開に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

(保存に関する助言又は勧告)

第26条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

(指定)

第27条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第30条第1項の規定により岩手県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを滝沢市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第30条第1項の規定により岩手県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを滝沢市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体（市指定無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定することができる。

3 第4条第2項から第6項までの規定は第1項の規定に基づく市指定有形民俗文化財の指定について、第21条第3項から第6項までの規定は第1項の規定に基づく市指定無形民俗文化財の指定及び前項の規定に基づく市指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定について準用する。

(解除)

第28条 教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特別の理

由があるときは、その指定を解除することができる。

- 2 前条第2項の規定に基づく認定をした場合において、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったり認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったり認められる場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。
- 3 第5条第2項及び第5項の規定は第1項の規定に基づく市指定有形民俗文化財の指定の解除について、第22条第3項の規定は第1項の規定に基づく市指定無形民俗文化財の指定の解除及び前項の規定に基づく市指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定の解除について準用する。
- 4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は県条例第30条第1項の規定による岩手県指定有形民俗文化財若しくは岩手県指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 第5条第4項及び第5項の規定は前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について、第22条第5項の規定は前項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。
- 6 前条第2項の規定に基づく認定をした場合において、市指定無形民俗文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散し、若しくは消滅したときは、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。この場合においては、教育委員会は、その旨を告示するものとする。

(現状変更等の届出等)

第29条 市指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為について必要な指示をすることができる。

(準用規定)

第30条 第6条から第14条まで及び第17条から第20条までの規定は市指定有形民俗文

化財について、第24条及び第26条の規定は市指定無形民俗文化財について準用する。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第31条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第37条第1項の規定により岩手県指定史跡、岩手県指定名勝又は岩手県指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを滝沢市指定史跡、滝沢市指定名勝又は滝沢市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 第4条第2項から第5項までの規定は、前項の規定に基づく指定について準用する。

(解除)

第32条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第37条第1項の規定による岩手県指定史跡、岩手県指定名勝若しくは岩手県指定天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 第5条第2項の規定は第1項の規定に基づく指定の解除について、同条第4項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者等（第35条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者があるときは、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急の措置を執るとき、保

存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 第15条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による許可について準用する。
- 4 市は、第1項の規定による許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第15条第3項の規定に基づく許可の条件を付されたことにより損失を受けた者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第35条 第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第19条及び第20条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。